

第2回 東京都児童福祉審議会本委員会
議事録

1 日時 平成25年6月7日(金) 19時02分～20時55分

2 場所 都庁第一本庁舎 北側 42階 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 福祉保健局長挨拶

2 報告

(1) 平成24年度における各部会の審議内容について

- ・里親認定部会
- ・子供権利擁護部会
- ・児童虐待死亡事例等検証部会

(2) 東京都の施策及び国の動向について

3 議事

(1) 新たな審議事項について

(2) 専門部会の設置について

4 今後の予定

(閉会)

4 出席委員

網野委員長、松原副委員長、石阪委員、磯谷委員、犬塚委員、大木委員、大谷委員、
大津委員、大町委員、柏女委員、加藤委員、楠田委員、花崎委員、山崎委員、
渡辺(象)委員、
秋山委員、今田委員、小野委員、高塚委員、高橋委員、野田委員、武藤委員、横堀委員、
渡邊(淳)委員

5 配付資料

- | | |
|-----|----------------------------|
| 資料1 | 東京都児童福祉審議会委員名簿 |
| 資料2 | 東京都児童福祉審議会行政側名簿 |
| 資料3 | 平成24年度における各部会の審議内容 |
| 資料4 | 子ども・子育て支援新制度 本格施行までのスケジュール |
| 資料5 | 保育サービスの更なる拡充 |
| 資料6 | 児童相談援助体制の充実 |

資料7 新たな審議事項について（東京都の社会的養護と国の動向）

参考資料1 児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について
（平成24年度児童虐待死亡事例等検証部会報告書）

参考資料2-1 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例（平成24年12月13日付東京都公報抜粋）

参考資料2-2 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に
関する条例（平成24年12月13日付東京都公報抜粋）

参考資料2-3 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条
例（平成24年12月13日付東京都公報抜粋）

○高際計画課長 お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがと
うございます。

私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただいております、福祉保健局少子社会対策
部計画課長をしております高際と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼して、座って進めさせていただきます。

開会に先立ちまして、委員の皆様のお出席について御報告をさせていただきます。

本審議会の委員数は、現在30名でございます。本日、御出席とお返事をいただいている委
員の方々は26名、所用のため御欠席とお返事を頂戴している委員は4名でございますので、
定足数に達することを御報告させていただきます。

また、少々遅れていらっしゃる委員の方々がおられますけれども、それ以外の皆様はおそろ
いでございますので、始めさせていただきますと思います。

最初に、お手元に配付いたしました会議資料の確認をお願いいたします。

資料1は、審議会の委員の名簿になります。

資料2が、行政側の名簿です。

資料3が、「平成24年度における各部会の審議内容」になっております。

資料4は、「子ども・子育て支援新制度 本格施行までのスケジュール」をおつけしてあり
ます。

資料5が、「保育サービスの更なる拡充」です。

資料6が、「児童相談援助体制の充実」です。

資料7が、「新たな審議事項について」ということで、「東京都の社会的養護と国の動向」
の資料をおつけしております。

また、参考資料といたしまして、参考資料1が「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方
について」、昨年度の検証部会の報告書になります。

参考資料2-1から2-3が、本年1月1日付で施行しております条例の関係の資料をおつ
けしております。

以上の資料、過不足はございませんでしょうか。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページで掲載
をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、目の前のマイクスタンドにあります赤いボタンを押していただきまして御発言をお願いしたいと思います。

続きまして、昨年11月29日に開催いたしました第1回本委員会以降、新しく加わった行政側職員につきまして管理職のみ御紹介をさせていただきます。

少子社会対策部事業調整担当課長の小竹でございます。

○小竹事業推進担当課長 小竹でございます。よろしくお願いいたします。

○高際計画課長 その他、行政側につきましては、資料2として名簿をお配りしておりますので、紹介にかえさせていただきます。

それでは、ここで川澄福祉保健局長から御挨拶を申し上げます。

○川澄福祉保健局長 東京都福祉保健局長の川澄でございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより東京都の児童福祉行政の推進に御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

昨年9月にいただきました児童虐待の防止に関する提言では、地域における未然防止策の充実、あるいは関係諸機関の連携強化による支援体制の充実など、施策の方向性を示唆するさまざまな御意見をいただきました。後ほど詳しく御報告させていただきますけれども、これを受けまして児童福祉司の増員、区市町村が活用できる虐待防止支援モデルプランの開発への着手など、具体的な取り組みを進めているところでございます。虐待対応の強化は、今後とも局の重要課題の一つとして一層力を入れて取り組んでまいります。

本日は、各部会において昨年度御審議をいただきました内容について御報告させていただきますとともに、今期専門部会での検討事項について御審議いただきたいと思います。

専門部会につきましては、昨年の御提言の際、児童虐待への対応は早期発見などの初期対応のみならず、虐待を受けた子供への支援が重要であること。そのため、今後一時保護所での支援のあり方や児童養護施設、里親等でのケアや家庭復帰、自立支援のあり方など、社会的養護の方向性についての検討が必要との御意見をいただきましたことから、今期第1回の本委員会において社会的養護の状況や検討すべき課題について意見交換の場を設けさせていただきました。本日は、前回委員の皆様から頂戴した御意見を踏まえまして、今後の検討事項や進め方の案を御説明させていただきます。

また、子育て支援の分野におきましては、本年4月、内閣府に子ども・子育て会議が設置されまして、都道府県や区市町村におきましても子ども・子育て支援新制度の施行に向けての準備を具体的に進める段階に入っております。その一環であります、東京都の子供・子育て会議の設置につきましては、本日閉会しました都議会第2回定例会において、その設置条例を上程し、承認をいただいたところでございます。

このように、子供と家庭を取り巻く状況、社会環境は大きく変化する中で、広域的自治体である東京都が地域の実情を踏まえ、時代のニーズを的確に捉えながら効果的な施策を総合的に展開していくためには、委員の皆様の豊富な御経験や専門的な観点から頂戴した貴重な御意見、御提案を可能な限り、都の施策に反映していくことが必要不可欠でございます。

委員の皆様には、今後とも引き続き特段のお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○高際計画課長 申しわけございませんが、川澄局長は所用によりここで退席させていただきます。

す。

○川澄福祉保健局長 済みません。失礼させていただきます。よろしくお願いいたします。

(川澄福祉保健局長退室)

○高際計画課長 それでは、その後の進行につきましては網野委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○網野委員長 皆さん、こんばんは。とは申しましても、一番、日の入りの時刻が遅い時期ですのでまだ明るい感じですが、本当にいろいろな一日のお仕事を終えた後、御参集いただきまして、改めてお礼を申し上げます。

それでは、早速議事次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず、第1に報告事項です。今回は平成25年度に入りまして最初の本委員会ですので、昨年度の各部会の審議内容についてまず報告していただきます。部会ごとに事務局から説明していただきまして、それぞれ部会長、または副部会長の方から御意見、御感想を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、児童福祉分野における今年度の都の取り組み、課題などにつきましても御紹介いただきたいと思います。

それでは、里親部会ですが、磯谷委員がまだお見えになっていないので、ちょっとおくらせてよろしいですか。

それでは、子供権利擁護部会について、お願いいたします。

○中野次世代育成支援担当課長 それでは、子供権利擁護部会につきまして、次世代育成支援担当課長の中野から御説明させていただきます。

子供権利擁護部会でございますが、名前のとおり、子供の権利擁護に関する案件について御審議いただいているところでございます。

「子供権利擁護部会審議内容」という資料をごらんいただきたいと思います。開催回数でございますが、過去5年の回数を載せておりまして、平成24年度は毎月1回、全部で12回開催してございます。

審議件数につきましても過去5年を載せておりますが、(1)の「児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が24年度は46件ございました。

具体的な内容につきまして申し上げますと、保護者の虐待等によりまして児童相談所が施設入所は適当と判断したケースで保護者が入所を承諾しない場合、家庭裁判所の承認を得て施設入所の措置をとるかどうか。その適否について御審議いただいております。

また、(4)の「親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例」でございますが、こちらは平成24年度から一時保護が2か月を超えるごとに児童福祉審議会に御意見を聞くこととなっております。平成24年度に御審議いただいた件数が31件ございました。

次に、3の「被措置児童等虐待の状況報告件数」でございますが、これは児童養護施設などに措置されている児童が体罰等の虐待を受けたという通告などがなされた件数でございますが、24年度は受理した件数が37件で、そのうち調査報告済みのものが33件、差し引き4件は調査中でございます。調査の結果、虐待に該当したものは11件ございまして、内訳といたしましては社会的養護関係施設におけるものが9件、里親によるものが2件ございました。

被措置児童等虐待対応につきましては、平成21年度に制度が始まってから4年が経過し、事例の積み重ねもできてきたことから、このたび権利擁護部会におきまして検証分析を行いま

したので、その概要を御報告いたします。

1枚おめくりいただきまして、A3の横長のペーパーでございますが、「被措置児童等虐待検証・分析概要」の資料をごらんください。上段は4年間の受理件数や被害児童の状況、虐待類型などの状況を分類したものでございます。受理件数は4年で121件、そのうち虐待該当が39件でございました。

内訳の上段でございますが、こちらは虐待に該当したものでございまして、下段は受理ベースの件数となっております。

受理状況でございますが、児童本人からの届け出が20件、約17%で、その多くが児童相談所への届け出でございました。通告は、施設と保護者等からの通告が多く見られました。

虐待の類型でございますが、こちらは4類型のうち身体的虐待が多く、被害を受けた児童は男子や小学生が多い状況でございました。

施設種別では児童養護施設が多く、グループホームの割合が高い傾向が見られました。

虐待に関与した職員でございますが、男女別では男性のほうが多く、勤務年数は5年未満の職員の割合が多いのですが、それ以外の年数層も見られました。

虐待の発生要因でございます。これはいろいろな背景もございまして単純には言えないところでございますが、1つにはさまざまな要因により対応が難しい児童など、児童の側の問題ですとか、職員のスキルが不足しているとか、孤立化する支援など職員等の支援の問題、また風通しの悪い組織であるなど、施設の組織自体の問題を要因として挙げることができます。

これらの要因を踏まえまして、虐待の予防や早期発見に向けてはさまざまな取り組みを通じて児童が意見を言いやすい環境をつくっていく。職員の意識や専門性の向上を図っていく。風通しのよい開かれた組織にしていくなどが重要となります。

児童が意見を言いやすい環境をつくっていくには、例えば子供の権利ノートを活用して児童が意見を伝えられるようにしていく。苦情箱の設置や子供会を充実させるなど、児童の視点に立った苦情処理システムを整備していく。児童がさまざまな大人に支えられているという実感を持たせるため、多様な大人と多様なかかわりを持てる工夫をするなどが考えられます。

また、職員の意識醸成、専門性の向上のためには、職員自身が自らの能力や性格を知り、感情、態度をコントロールできるよう、また児童の権利擁護の視点からも自らの支援を振り返る機会を設ける。また、クールダウンや発達障害児への対応などを研修等で学ぶなどして専門的なスキルを習得し、それを組織で共有するなどして専門性の向上につながる人材育成を行っていく。また、ケースカンファレンスを大切にして児童との個別関係性を重視しつつも、チームで対応する意識を徹底させることなどが考えられます。

さらに、風通しのよい開かれた組織としていくには、児童と個別に向き合う時間を確保するなどして、児童と職員の間での風通しをよくしていく。職員間の会議の在り方を工夫したり、緊急時の応援体制を明確化するなど、職員間で支え合う組織風土づくりを行い、職員間での風通しをよくしていく。それに加えまして、保護者への対応に際して施設、児童相談所、関係機関が連携を密にするなどして風通しをよくしていくことなどが考えられます。

最後に、「予防に向けた東京都の取組」でございますが、通告等のあった施設等を調査いたしまして、必要に応じ助言・指導を行うことに加えまして、施設を訪問して子供の権利ノートの説明や意見交換を引き続き行ってまいります。それとともに、関係団体、施設に対し、子供の権利擁護を進めるための研修をこれからも行ってまいります。

私からの説明は、以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、この部会の渡邊副部長からもコメントなどいただけましたらお願いします。

○渡邊委員 渡邊でございます。部会長の村井委員が御欠席ですので、かわりに発言させていただきます。

権利擁護部会では、事務局のほうから報告がありましたとおり、まず家庭裁判所に入所措置の承認を請求すべきかどうかという案件について審議いたしました。その件数は年々増えておりまして、件数が増えているばかりではなく事案が非常に複雑化しております。ケースワークが困難なケースが多くなっておりまして、そういったケースについて各委員から各分野の専門的知識に基づいて、お子さんだけではなく親御さんのケアについてのアドバイスなどもいただいて審議をしているところでございます。

次に昨年度から保護者等の意思に反して2か月を超えて一時保護をしているケースについても報告を受けております。これらにつきましても、調査で注意すべき点などについて各委員から御意見をいただいております。

3番目の被措置児童等虐待の状況ですけれども、この案件について事務局から報告がありましたとおり、4年間の検証分析をこのたび行いました。東京都の虐待案件の件数は、全国平均に比べて多いという報告を部会では受けておりますけれども、これは施設の透明性が高くなっているのではないかと、部会のほうではそういう意味で逆に評価すべきものと受けとめております。

また、この施設における虐待事案というのは職員個人の問題だけではなく、施設全体のシステムに問題があるケースが多いのではないかと考えております。したがって、各案件をもぐらたたき的に調査して改善を求めるだけではなく、施設職員全体の意識の向上や、あるいは施設としての職員体制の問題等について、検証結果を通して東京都として各施設に問題を周知徹底していただきたいと思っております。

さらに、虐待通告があったときだけの調査ではなく、その後もその施設の様子について注視していただくようお願いしているところでございます。以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、また順序を戻りまして、里親認定部会の報告をお願いいたします。

○栗原育成支援課長 育成支援課長の栗原と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、今の資料の2枚ほど前へお戻りいただきまして、「里親認定部会審議内容」をごらんいただきたいと思っております。

里親認定部会は、知事が養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭並びに親族里親の認定を行うに当たりまして、お申し込みをいただいた家庭の適否について御審議をいただいているものでございます。

「1.開催回数」をごらんいただきますとおり、過去5年間、各年において2か月に1回、年6回開催をしているところでございます。

2番の「審議件数」でございますが、平成23年度、ちょうど網掛けをしてございます1つ上でございますが、東日本大震災の関係もございまして養子縁組里親を希望される方が増えておりますが、24年度につきましては4種別合わせまして91件諮問をさせていただきました。審査の結果、適格が90件、再調査が1件という状況でございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、磯谷部会長からコメントなどいただけますか。

○磯谷委員 遅参をいたしまして申しわけございませんでした。里親認定部会の部会長をしております磯谷でございます。

前日も御報告をいたしました、第1に申請書にこれまで以上に申請者の方にしっかり書いていただきまして、それをまた我々の重要な資料とさせていただくということをひとつ心がけていただいております。

実習の感想というものも書いていただいているのですが、これがなかなか実習を受ける前と、そして受けてどう変わったかというところもあらわれておまして、やはり抽象的に子供を育ててみたいとか、そういったところから実際の子供と向き合っただけでどう感じたなどということも、とてもよくあらわれていることが多くて参考になっております。

それから、もう一つ、これも前回御報告いたしました、できるだけコメントをきめ細かく付するということが今やっております。これまでですと、記録から留意すべき点は明らかということで余り触れなかったものについても、あえて我々のコメントとしてこういうところに留意してほしいというようなことをきめ細かくやっております。

最近の委員の間の意識としては、間接喫煙について結構意識がございまして、特にたばこを吸われる家庭についてはそういった点についても留意をするようにコメントを付すというようなことをしてございます。

内容的には、個々の申請についてお話することは難しいのですけれども、全体的にいきますと養子縁組里親については子供に恵まれないということが一番大きな動機になっている。これは、以前から一貫して明らかでございます。

それに対して、養育家庭についてはやはり同じように子供に恵まれずに子供を育ててみたいというような思いを語られる方もいらっしゃいますし、また震災の影響なども今もまだありまして、人と人とのきずなというものを大切にしたい。その中で、社会貢献の一つとして恵まれない子供たちに家庭を与えたい。そういうふうな思いから申請をされる方、そういったことは一つに割り切れるものではなくて、恐らく混じり合った中で申請をされているんだろうとこちらは認識をしてございます。

あとは、事務局のほうには里親不調のケースについても、できるだけ報告をしていただきたいということを申し上げておまして、心がけていただいているところでございます。私どもとしましては、そういった情報もこの審査に生かしてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、死亡事例等検証部会についてお願いします。

○西尾家庭支援課長 死亡事例等検証部会につきましては、私、家庭支援課長の西尾から御説明をいたします。

2枚ほどおめくりいただきまして、審議の内容を見ていただければと思います。平成20年6月部会設置以来、さまざまな検証をしていただいております。社会的影響の大きかった事例では、例えば22年5月には江戸川区で小学校1年生の男の子が亡くなった事例について検証を行っていただいておりますし、24年1月には杉並区の里親宅で委託児童が亡くなったこと

についても検証を行っていただいております。

24年度につきましては、1事例につきまして検証を行っていただいております、A3ページのほうで少し御説明をいたします。事例対象、左上のところでございますが、今回の事例につきましては骨折を伴うような重篤な事例を受けた子供がおりまして、児童相談所が親子分離をしておりましたが、その子供の兄弟が母親の放火によって家が燃え、死亡してしまいました。こうした事例につきまして検証をいただいております。

「改善策」でございますが、「検証内容」の左のところでございます。1つには、他の兄弟についてどう見立てるかというところでございますが、虐待により親子分離をしている子供の兄弟については定期的な安全確認を行い、通告がなされたり、虐待が行われる場合には一時保護を行った上で調査することを原則とすべきであるというような改善策をいただいております。

また、このケースは転居を繰り返しておりまして、この中で所管の違う児童相談所と家庭支援センターの協働のあり方も問われております。このことについては、役割分担を明確にするというような基本的なところを御提言いただいております。

また、さらに3番目のポツでございますけれども、児童相談所と関係機関のコミュニケーションがうまくなかなかとれていなかった面がございます、ここについては十分に意見交換を行うこと等々の基本的なところを改善策として挙げていただいております。

最後に一番下でございますけれども、これも基本的なところでございますが、虐待が疑われる子供の家庭に他の兄弟がいる場合には、他の兄弟にも虐待が行われている可能性が高いことを認識し、保護者も含めた家族全体のアセスメントを行い、適切に対応する必要がある等々の提言をいただいております。

この提言をいただいた後、私ども区市町村、それから児童相談所では内部で検証等を行って、この改善策の具体的な取り組みを進めているところでございます。以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、松原部会長からコメントをお願いします。

○松原副委員長 検証部会の部会長をしております松原です。

ここでの理想は、今年度は報告がありませんという形でスルーをしてしまうのが理想なんです、なかなかそうはいかず、今、報告をいただいたようにこれで5回死亡事例の検証報告をしなければいけない。そのことについて、非常に我々もじくじたる思いがあります。

というのも、それぞれの年ごとに報告をさせてきていただいて、それぞれの事例ですから細かい点のところではそれぞれ特徴があります。それに従った改善報告もさせてきてきていますが、やはりこうやって5年分並べてみますと、その5回で共通するような点もだんだん見えてきております。そういったことから、今後はやはり全般的な分析とともに焦点化をして分析をして、そこへの提言を、より深いものをしてつくり上げていきたいというようなことを部会の中の委員の先生方とも話しております。

もう一点は、ことしの24年の報告の中で、転居を繰り返している。そして、児相間あるいは区市町村間の管轄をどういうふうにしていくかというのが大きな課題になっておりまして、昨今も横浜のほうで同じように県、市をまたがるような転居を繰り返すケース、死亡事例が報告されておりますので、この点について連携を進めていくということで、全体的な連携のあり方は今後とも見直していく必要があるかと感じております。以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。検証部会に関しては、先ほど資料の説明の中で参考資

料1がございますので、また参考にしていただければと思います。

3つの部会について報告いただきました。以上の報告あるいはコメントをお聞きいただきまして、何か御質問あるいは御意見がございましたらぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、お願いします。

○柏女委員 各部会で熱心にお取り組みをいただいていることに敬意を表したいと思います。

その上で1点、子供権利擁護部会についての御質問ですけれども、権利擁護部会の報告の2ページの「審議件数（過去5年）」というところの（4）ですが、「親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例」とありますけれども、恐らくこれと直接関連はしないんですが、親権者の意に反しないでも2か月を超えてしまわざるを得ない事例が恐らくあるのではないかと考えています。

実は数日前に新聞で、千葉県で調査等は終わったんですけども、施設へ入れない子供たちが一時保護で47名いるということが報告されて、いわばそれが待機児童ということになるわけですけれども、東京で今そのような現状はないのだろうか。つまり、この31名や、あるいはその親権者等の意に反しない2か月を超えて一時保護している事例のほとんどが調査中だったりして、調査が終わっていない段階のものなのか。それとも、入るところがなく待機せざるを得ない子供なのか。その辺のところの实情を教えてくださいたいと思います。

○中野次世代育成支援担当課長 親権者の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例にかかわったケースにつきましては、皆、本当に意に反しておりまして、まだケースワークが終わっていないくて、例えばお子さんの意思とか、そのほかの状況が整わなくて、2か月を超えて一時保護を行わざるを得ない事例ばかりでございます。

そのほかについては、お願いします。

○西尾家庭支援課長 一時保護の期間でございますけれども、これは今、保護平均で年々延びておりまして、大体45日というのが平均でございます。これが、過去5年間でいくと40日～42日ということで年々増えているというところで、御承諾をいただいても2か月を超えてしまうケースは確かにございます。

それで、これが調査が長引いて2か月を超えてしまう、あるいは承諾をとったんですけども、そのとるまでのプロセスでかなり親とのやりとりのところで時間がかかってしまう。それで、結果として2か月の手前でとれたんですけども、その後に入所等の手続を行うというところではまた増えてしまうとか、いろいろな要素がございます。

ただ、この後、まさに社会的養護のテーマのところでのこの出口というか、一時保護所から見るとこの出口のところをどうしていくんだというところは大きな課題だと思っております。以上でございます。

○柏女委員 ありがとうございます。ちょっと補足でよろしいでしょうか。

保育所の待機児童問題は今、大きな話題になっていますけれども、それは保護者が訴えることができたり、行政不服申し立てをすることができるわけですが、この一時保護所に待機している子供たちの問題というのは、2か月を超えたものについて私たちがチェックをする。そして、私たちが声を上げて都に施設なり里親なりを整備してほしいということを言わない限り、誰も言わない問題だと思っています。

ですから、ここは親権者の意に反してということだけに限定しないで、2か月を超えたりし

てしまっていくところのない子供たちがどのくらいいるのか。それを常時把握して、そしてそのために私たちが子供のかわりに意見を言っていくということがとても大事なのではないかと感じました。今後、社会的養護部会の中で御議論いただければと思います。以上です。

○網野委員長 大事な御意見、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○高橋委員 私も里親認定部会の一員なのですが、この審議結果に対して実際にマッチングで委託した児童数というものが何か出ないのかということと、全体の要保護児童の施設と里親との委託率辺りのデータも、国が今、里親促進をしているわけですから、東京ではどういう状況かというようなデータもあるといいと思います。

○栗原育成支援課長 ありがとうございます。そこら辺のデータにつきましては、本日は資料7で社会的養護の現状というところで、現在養育家庭の登録数が456、実際に委託をされている子供、委託児童が352、いわゆる施設養護、家庭養護というような割合で見たときに、ファミリーホームを含んだ里親さんについては、里親に委託をされている児童については10.6%というようなところで、一応資料として掲げてございますので御参照いただければと思います。

○網野委員長 今後、虐待部会の報告のときにそこまで参考につけてほしいということでしょうか。もちろん、別の資料を見ると配られてはいると思いますが。

○高橋委員 この一覧表の中にあれば、例えばここで認定した結果がどうなのかということが一覧でわかるのではないかとと思うのですが、要するに認定のときのいろいろな条件がついたりしておりますね。そういうことも配慮して、どの程度里親さんたちが充足しているのかどうか、委託が充足しているのかというのはあったほうがよろしいのではないかと思います。また、里親の部会のときにでも頂戴すればいいかと思います。

○高際計画課長 次年度以降の御報告の様式等については、部会とも御相談して調整したいと思います。

○網野委員長 ほかにいかがでしょうか。

○武藤委員 2点あります。

1点は里親認定部会の件で、これは養育里親、それから養子縁組、専門里親、親族里親という形で分けているんですけども、とりわけ震災等々の影響で親族里親というものが全国的には割と増えているということを知っているのですが、意外とこの東京ではほとんどこの親族里親という部分が審議の対象になっていないということなので、参考程度に親族里親の現状と、東京でも今後どうしていこうとしているのかということをお聞きしたいと思っています。

2点目は、被措置児童等虐待の検証分析の件です。全国的にもいろいろな資料が出ておまして、とりわけ被措置児童等虐待の問題をなくそうということでさまざまな取り組みをしているにもかかわらず、なかなか減らない。それから、もっと重篤なケース等々も全国的に見ると出ているということで、情報提供ですけれども、5月31日付で国の厚生労働省の家庭福祉課のほうから全国に「被措置児童等虐待に関する取り組みの徹底について」ということで文章を出して、この被措置児童等虐待の周知徹底といいますか、それをやってほしい。ある県では、隠ぺいという名前を使われて、結局事件があったことを公にしない。それから、どう対応していいかわからないので、そのままにしているというようなケースも報告されております。

東京のほうは、私は児童部会の役員をしております、とにかくあったら施設職員として、

それから施設長としても出していこうということで、先ほどの報告のとおり東京は割と件数があるということで、県によっては全くないというところもあるんですね。そこでは、本当に全くの無いのかどうかということ非常に疑ってしまうくらい状況であります。

それは情報提供ということですが、意見としてはこの死亡事例の次のページの「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」ということで、こうやって事例をしっかりと出してそれについての検証、一つ一つの概要と課題、それからその改善策、これをまとめたものがこの前のところに出されていると思います。

全部39件をこういう形で資料化するということはできないかもしれませんが、私たち業界としては関係団体の研修等の実施というところで一定まとめた表もあるんですけれども、できれば内部的には典型的な例なども出していただきながら、個人の名前だとか、施設だとか、そこまで出せということは言っていないんですが、こんなことが事件になっているというようなことも含めて、業界のほうにも情報提供いただきながら、やはり自分たち自らがそういうものをなくしていこうというような取り組みをぜひやっていきたいと思っていますので、その資料提供等々、今後ともよろしくお願ひしたい。これは要望です。以上です。

○網野委員長 それでは、前のほうについてお答えいただきたいと思います。

○栗原育成支援課長 それでは、親族里親の件についてお答えさせていただきたいと思います。

確かに、23年度は震災関係で、実は親族里親が都といたしましても件数が増えるかということで、そういうような予想もしていたところですが、結果としましてはいろいろ関係のところにお聞きしたりもしたんですけれども、実質的に1件ということで大きな伸びはなかったというところではございます。

ただ、この親族里親そのものが扶養義務云々で、もし経済的な理由だけで子供が扶養できないということで施設等々に入所しなければいけないということであれば、当然生活ができるようにということで、都としてもそういう案件があれば積極的に児童相談所等からアドバイスをさせていただきながら、親族里親のほうの登録については増やしていきたいと思っていますのでございます。以上です。

○網野委員長 親族里親への委託の状況について、何か全体的に特徴はありますか。

○栗原育成支援課長 今のところ、都の中ではここに出ておりますように、余り相談も含めて上がってきている状況ではございません。

○網野委員長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○中野次世代育成支援担当課長 先ほどの被措置児童等虐待の検証分析ですが、御要望ですが、現在も研修などでは施設の研修ですとか関係団体の研修におきましては特定されないよう、多少アレンジを加えながら具体事例を挙げまして研修の資料として用いているところがございます。

○網野委員長 今田委員、どうぞ。

○今田委員 今田でございます。被措置児童等の虐待についてお尋ねしたいのですが、該当例というのは当然でございますけれども、非該当の場合についてどういった分析がなされて、どういった疑わしい部分があったのか。あるいは、改善する点があるとすれば非該当であったとしてもどういったことがあるのか。

と申しますのは、乳児の場合には言語手段がございませんので非常に顕在化しにくいという

のは我々自身も施設にいまして当然あるだろうということを考えております。ましてや、命に直結するということもございますので、ぜひ非該当であったとしてもどういった点を是正すればいいのか。問題はなかったのか。そういったことをぜひ知りたいと思っております。いかがでございましょうか。

○中野次世代育成支援担当課長 非該当にもいろいろな場合があるかと思うんですけれども、全く事実と違う通告がされたりとか、そういう場合は非該当なのですが、その施設なり何なりに若干体制などに問題があるのではないかと思われた場合は、施設に対しまして口頭などで指導助言等をしているところでございます。

○今田委員 それは、あくまでも口頭でということでしょうか。

○中野次世代育成支援担当課長 場合によっては文書でということも考えられますが、非該当の場合は今のところは口頭ベースで指導助言をしているということでございます。

○網野委員長 よろしいですか。

では、お願いします。

○高際計画課長 少し補足をさせていただきます。

検証結果の施設へのリターンというのでしょうか、そこは極めて重要だと思っております。非該当の場合、今もちょっと説明がありましたけれども、全く事実と違うということが確認できたこともあろうかと思いますが、例えばその施設に聞きに行ったときに、子供たちによってちょっと言うことがばらばらなところがあるので、確認がきちんとできなかった。最終的に該当という判断が難しいというところで非該当に当たっている場合もあります。

その場合というのは、そうは言ってもいろいろな子供からいろいろな声が出てきているということは、やはり組織としてどうなのかということがありますので、今までも施設等へのフィードバックというのはしてきたのですけれども、今後そのフィードバックの仕方少し検討しなければいけないとは思っています。

例えば、必要なものについてはきちんと書面化して所管課からお伝えする。もしくは、来ていただきましてこちらから状況を伺う。そういったところのフィードバックは今後、より一生懸命やっていきたいと思っております。

○今田委員 くどくて申しわけないのですが、東京都の東社協の中の乳児部会の中でも、乳児院は10か所ございますけれども、その中でもこの数字はちょっと脅威といたしますか、非常に深刻だと思っておりますが、非該当の場合にその10か所の施設、どことは言いませんが、そういった場合に口頭にしろ、きちんとした報告を受けていない、あるいはそれに近い状態というものが大方なんです。

だから、該当した場合は当然それなりのことがあってしかるべきだと思いますが、非該当の場合もやはり我々もかなり反省すべき点があるだろうということから考えれば、全くの思い違いであったとしても、それはそれで文書でいただいたほうが施設としては非常に受けとめやすいということもあろうかと思えます。

○網野委員長 いかがでしょうか。

○高際計画課長 御指摘を踏まえまして、部会のほうでの検証分析は本当に細かくやっていただいておりますので、その結果については大事に扱って施設にしっかりお伝えしていきたいと思えます。

○網野委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、報告事項がもう一つございますので次に進みたいと思います。東京都の施策及び国の動向について、事務局から続けて御説明をお願いします。

○高際計画課長 それでは、御報告を幾つかさせていただきます。

まず、先ほど配付資料の御確認のときにも少し触れましたけれども、条例施行の御報告をさせていただきます。資料としては、参考資料2-1、2-2、2-3ということでおつけをしております。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準につきましては、前期の審議会で専門部会を設けて御審議を頂戴しております。障害児施設を除く基準については、昨年4月1日で施行しております。

参考資料2-1の上段で枠囲みをしておりますのが、今回改正条例を含めまして3本、障害児の関連の基準条例、こちらが本年1月1日付で施行しております。この件を御報告させていただきます。

続きまして、その他、東京都の施策及びそれに関連する国の動向につきまして、それぞれ所管の課長から御説明をさせていただきます。

○中野次世代育成支援担当課長 それでは、子ども・子育て支援新制度について御説明させていただきます。資料4をごらんください。A3の横のペーパーでございます。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の3つを柱とした新たな制度でございまして、社会保障・税一体改革のメニューの一つとして消費税率の引き上げによる財源を得まして、平成27年度から本格施行される予定となっております。

本年4月に、国におきまして国の子ども・子育て会議が設置されまして、制度の基本指針ですとか認可基準の検討が開始されたところでございます。国が定める基準につきましては、今年度末に政省令等の交付がされる予定となっております。

新制度の実施主体である区市町村でございますが、こちらは国が示す基準に基づきまして地域型保育ですとか、区市町村事業の条例等を制定することになります。また、国の基本指針に基づきまして子ども・子育て支援事業計画を策定いたしますが、今年度は計画策定の基礎となるニーズ調査を行いまして、潜在需要を含めた量の見込みを算出いたします。来年度は、ニーズに対するサービス提供の確保方策を検討いたしまして、平成26年度末までに事業計画を策定することとなっております。

都におきましては、子ども・子育て支援事業支援計画を策定いたしますが、計画策定に当たりましては区市町村の事業計画との調整を行うこととなります。特に、保育所の待機児童につきましてはここ数年大きな問題となっております。新たな計画におきましても待機児童の解消に向けてどのような事業計画を策定するかが課題となっております。

新制度では、計画策定のための合議制機関として、各自治体に地方版の子ども・子育て会議の設置が求められております。都におきましては、先ほど局長の御挨拶にもございましたように、知事の附属機関として東京都子供・子育て会議を設置することといたしまして、このたび平成25年第2回都議会定例会に条例案を上程いたしまして、本日午後には開催されました都議会本会議で条例案が可決、成立いたしました。

東京都子供・子育て会議の所掌事項は、資料左下に記載してございますように子ども・子育て支援事業支援計画の策定変更や、子ども・子育て施策の実施状況について調査審議していた

だくことのほか、幼保連携型認定こども園の認可等につきましても御審議いただくこととしております。

委員でございますが、子ども・子育て支援に関し、識見を有する方、25人以内で構成することとしております。

資料の右下でございますが、こちらは都道府県が策定する支援計画に記載する事項でございます。幼児教育、保育の量の見込み、確保方策や保育士等の人材確保・資質の向上、専門的な知識・技術を要する施策、例としては社会的養護や障害児の発達支援等に関する施策などが記載事項とされております。

また、広域調整やワーク・ライフ・バランスなどが任意記載事項とされております。

計画策定スケジュールにつきましては、資料の中ほどでございますように、平成26年度半ばまでに量の見込み確保方策を中間的に取りまとめまして、平成26年度末までに計画を確定させる予定でございます。

おめくりいただきまして資料の2枚目でございますが、こちらは国の子ども・子育て会議に関する資料でございます。役割ですとか委員構成は資料記載のとおりとなっております。

また、3枚目は新制度の概要になりますが、こちらは昨年11月に当審議会で配付して御説明した資料でございますので、説明は省略させていただきます。

私からの説明は、以上でございます。

○花本保育支援課長 続きまして、保育支援課長の花本です。私のほうからは、資料5の「保育サービスの更なる拡充」について御説明いたします。

本年4月1日現在の都内の待機児童数ですけれども、現在細かい数字は精査中でございます。7月には発表の予定ですが、お手元の資料の左側にありますように、就学前児童人口は直近3か年で約2万人増加しております。また保育サービスを利用する児童も増えております。

真ん中のほうに棒グラフがありますけれども、保育サービスは平成24年4月に続きまして、グラフでは破線になっておりますが、25年4月も対前年比で約1万人分以上、保育サービスが増えておりますが、それでも依然として厳しい状況にあると見込まれております。東京都としましては、待機児童の早期解消に向けまして計画を前倒しし、保育サービスの量的拡充を図るために保育の実施主体である区市町村への支援、さらなる働きかけを行っております。

具体的な支援策としまして、右側に「平成25年度の主な取組」ということで載せておりますが、「多様な保育サービスの提供」の2番目のところをごらんいただきたいのですが、「小規模保育の整備」があります。これは、国の新制度の先取り支援として今年度から実施しているもので、通称東京スマート保育といえます。

既に幾つかの区で取り組みが進んでおまして、早いところでは10月には開設の見込みとなっております。空き家、空き店舗など、都市に多い既存のインフラを活用しまして、短期間で整備可能なサービスでありますので、待機児童が顕在化しているような地域では有用な保育サービスの一つと考えられております。区市町村や事業者が、より取り組みやすくなるように、今回6月の議会で補正予算におきまして運営費の新たな単価を設定するなどとともに、規模も拡充しております。

最後に「保育人材の確保」ですけれども、このようにサービスを増やしますと、同時にその担い手である人材の確保も重要な課題となっております。東京都は平成21年度から保育人材確保事業を実施してきましたが、今年度、保育士の実態調査を行いまして、その調査結果を踏

まえて就労定着ですとか離職防止策など、新たに検討する予定でございます。

調査結果及び検討結果につきましては、児福審の本委員会にも御報告させていただきたいと思っておりますので、その場合にはよろしくお願いいたします。

私のほうからは、以上でございます。

○西尾家庭支援課長 続きます、資料6の「児童相談援助体制の充実」を、私、家庭支援課長のほうから説明いたします。

まず、左上の「現状と課題」でございますが、折れ線グラフがございまして、都内11か所の児童相談所で受けた虐待の相談件数でございますが、23年度は4,559件ということでございます。24年度につきましてはまだ統計が確定していませんが、4,800件程度になる見込みでございます。そういうことで、引き続き件数の方は増えている傾向でございます。

その下の折れ線グラフでございますが、これは一時保護の件数でございますが、ちょっとカラー刷りではないので見えにくいのですが、一番上の折れ線グラフが虐待による一時保護の件数でございますが、平成19年が591のところ、23年度は780ということで、これも恐らく24年度は増えるのではないかと思います。こういうことで質、量ともに深刻化が進んでいるというところでございます。

右上のところにつきまして、「これまでの主な取組」でございます。

「東京都の体制拡充」でございますが、この10年スパンで見ましても児童福祉司の大幅増員を行っております。平成13年度の106から、23年度は183ということでございます。心理司も増員しております。このほか、虐待対策班の設置、専門課長の設置等々の体制強化を行っております。

また、下のほうにいきまして「一時保護所」につきましても18年で128名の定員、一時保護の定員が128名のところ、21年は168名ということでございます。

右にいきまして「区市町村の体制強化」、これは都独自の取り組みである「子供家庭支援センター」、先駆型を平成15年から設置をしております52か所でございます。虐待対策ワーカーを設置した、都独自の取り組みを進めているところでございます。

そうした取り組みを経て、平成25年度の取り組みでございますが、下にいきまして「東京都の取組の強化」ということで、これは昨年5月の御提言をいただいたところでございますが、13人の児童福祉司の増員を行っております。そのほか医療連携専門医、それから児童福祉司OBの活用等を具体化しております。

「一時保護所」につきましても、今般168名の定員から192名ということで増員をしております。江東に新たに児童相談所の併設の一時保護所を開設しております。その他、子供家庭総合センターにおいても一時保護所定員の拡充を行っております。

その下にいきまして「区市町村の取組の強化」でございますが、これも提言でいただいたところでございます。児童相談所と子供家庭支援センターの合同の研修の推進、それから区市町村が効果的に虐待防止の手法を進められるよう、「虐待防止支援モデルプラン」を開発。これにつきましては後ろに資料をつけてございますので、後ほど御参照いただければと思います。今、策定作業を具体的に進めているところでございます。

それから、一番下にいきまして「都と区市町村共通の取組」につきましては、「東京ルール」の見直し、それから子供家庭支援センターと児童相談所がともに使えるガイドラインの策定。

これも、都側、区市町村側で代表者を決めまして作成委員会を起こしまして、今、作成作業を進めているところでございます。以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

主に3つの内容について東京都の施策、それから国の動向について説明をいただきました。

このことについて、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

○今田委員 今田でございますが、「保育サービスの更なる拡充」といったところで、子供に携わる我々とすれば非常にありがたい拡充だろうというふうに総論的には思うのですが、実は特に保育人材の確保等々について書いてございますのが、そういった待遇に関する、あるいは処遇に関するいろいろな改善がなされれば、それはそれで非常にありがたいんですけども、ただ、ちょっと忘れてほしくないのは、やはり社会的養護の中で特に乳児院は保育士が過酷だということを忘れていただくと困ると思うんです。

と申しますのは、こういった保育サービスと資格的には全く同じなわけですから、どうしても乳児院が相対的に非常に不利になっているといったところは、逆に皮肉な結果としてあるわけですね。したがって、児童養護も同じようなことだろうと思えますけれども、こういった一般的な保育サービスの拡充だけではなくて、ぜひさらなる拡充、あるいは処遇改善というところに、そういった社会的養護の中で働く保育士にスポットライトを当てていただきたいというのが希望です。

といいますのは、唯一と言っていいぐらい、夜勤がある保育士の勤務ということは、今の時代なかなか難しいですね。それに沿った給与等々の優遇があればいいんですけども、決してそういうのが現実ではないということを考えますと、相対的にどんどん忘れ去られていくのではないかという危惧がどうしても一方ではございますので、ぜひ東京都のほうではそういったことのないようにお願いしたいと思います。

○網野委員長 この点について、事務局のほうから何かございますか。

○栗原育成支援課長 今田委員のほうから御指摘いただいたとおりのところの認識は、都としても持っているところでございます。さらには、今後これはいいことでございますけれども、国のほうで社会的養護の職員配置等々の見直しがあるというところでございますので、そういったことも十分に認識をしながら保育人材、あるいは看護師も含めてだとは思いますが、社会的養護の人材についてもしっかりと考えていきたいと思っております。

○網野委員長 加藤委員、お願いします。

○加藤委員 委員としてということに加えて、「保育サービスの更なる拡充について」、当事者としても検討いただきたい点について、1点申し上げます。

保育サービスを拡充していくということは当事者としても非常にありがたいですし、すばらしいことだと思っているんですけども、保育サービスを拡充していくところで数の受け入れだけではなくて、仕組みといいますか、システムもぜひ検討していただきたいと思っています。

私ごとで恐縮ですが、3月に出産をしました。当然9月ごろ、出産前から保育園のいわゆる保活をしていたんですけども、公立園は1月に申請ですが、認証保育所、その他の保育施設、全て4月1日時点で生後58日のお子さんを入所の審査の対象とするというところが通える範囲内ではほとんどでした。

ですと、結局2月、3月生まれの子供というのは、産休明けで復職しようと思った場合に

は自動的に待機児童になっていくということがございます。産休明けで復職しなくてはならないような御家庭というのは、やはりその分、経済的にもさまざまな事情で就労を続けていかなければならない厳しい状況にあるということも考えられます。

都内でも一部の区は、4月1日時点で生後58日に達していなくても、4月、5月には達するという見込みで、2月、3月生まれの子供も含めて入所の申請の審査をするということもありますが、まだまだ都内の多くの自治体が、4月1日の時点で生後58日のお子さんを審査の対象というふうに認証も含めて行っているところが多数ございますので、そんなところもぜひ検討の一つにさせていただければと思っております。

○網野委員長 このことについても、今もし事務局から考えがあったらお願いします。

○花本保育支援課長 今、委員がおっしゃったような産休明け、年度途中のニーズにつきましては、認証保育所の場合は年度途中、面積基準を弾力化してゼロ歳児1人当たり3.3㎡のところを2.5㎡にすることによって受け入れが可能となっております。

それから、本委員会でご議論いただきましたように、認可保育所も、昨年4月に施行された東京都の条例によって、一部の区市で年度途中、面積基準の弾力化ができるようになっております。

この条例により、今のところ待機児童対策として年度途中の面積基準を弾力化した区市はないんですけども、年度途中に定員の弾力化をして、例えば100人定員のところを百十何人というふうに受け入れているところもあります。

個々の認証保育所や認可保育所でそういった定員の弾力化の努力をしているところもありますので、そういったものを活用して産休明けなど、年度途中のニーズにも対応していきたいと思っております。

○網野委員長 よろしいですか。

○高橋委員 保育所の待機児解消には、どうしてもゼロ歳児の基準として看護師の配置が必要なわけですね。その看護師の雇用がなかなか現場ではできないために、その枠が広げられないということが実態としてはあるんですね。

ですから、その看護師の待遇をもう少しよくすれば希望する方も受けられるのではないかと。要するに、定員を増やすことができるんじゃないかというようなことも現場では感じ取っています。

それと、今後、世田谷のように株式会社やNPOにも認可保育園を委託しようとしていることになると、当然その辺の基準辺りは考えなければならなくなっていくんじゃないかと思うので、この辺もぜひ配慮していただきたいと思います。

○網野委員長 要望といいますか、御意見ということでもよろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これからの審議にも関係することがいろいろ出てきた部分もございまして、保育は保育で本当に大きな重要な課題になっております。今後、行政としてもそのような点で今いただいた御意見や要望なども踏まえて加えていただきながら、審議会としての役割も果たしていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次に大事なことで御審議いただきたいと思っております。今期の児童福祉審議会でも新たに審議していただく事項、このことでお諮りしたいと思います。前期の提言の結びに添えた審議会の意見のとおり、今期は社会的養護の方向性について検討する専門部会を設置していくと

いうことで、前回、第1回の本委員会でその内容や検討の視点についていろいろ御意見をいただきました。

これらを踏まえまして、私と副委員長、事務局とで具体的な検討事項などにつきまして調整しました案を本日皆様に御説明したいと思えます。

では、事務局から御説明お願いします。

○栗原育成支援課長 それでは、資料7をごらんいただきたいと思えます。

「これまでの取組」と、今期専門部会で御審議いただきたい内容につきまして御説明をさせていただきます。

左上の「これまでの取組」をごらんいただきたいと思えます。平成20年度に児童福祉審議会より御提言をいただきまして、その抜粋でございますが、この提言に基づきながら現在さまざまな取組を進めているところでございます。

提言につきましては大きく4つほどいただいております。1つが「家庭的養育環境におけるきめ細かなケアの提供」というところでございます。特に、その中に乳児の養育家庭委託推進というところにつきましては、平成20年度から乳児委託研修を実施しております。24年度までで77人の方が受講されております。

委託の状況でございますけれども、平成23年度につきましては15人が乳児の段階から交流を始め、慎重に交流等を重ねておりますので、実際に乳児の年齢で委託になったのは1人でございますけれども、乳児の段階から15人交流をしております。24年度につきましては12人が乳児の段階から交流をし、乳児で委託をしたのが1人、残り11人は誕生日を迎えて1歳で委託というような状況になっているところでございます。

それから、2つ目が「虐待を受けた子どもへの治療的ケア体制の充実・強化」でございます。これにつきましては、専門機能強化型施設ということでモデル事業を経まして、平成19年度から2施設でスタートしたところでございますが、平成25年度につきましては40施設がこの専門機能強化型の施設として対応をしていただいております。

それから3つ目のところでございますが、「親・保護者への支援の充実」でございます。これにつきましては、今般、子供家庭総合センターが開設されております。その中のサポートステーションのところでこうした家族の支援等を行っているところでございます。

それから4番目、「多様なケアニーズに対応した人材育成の必要性」ということでございますが、これにつきましては、平成21年から3か年かけまして、21、22、23の3か年で人材育成支援事業の実施を行いました。ここで体系的な研修カリキュラムについて作成をし、これに基づきながら人材の育成をお願いしているところでございます。こうした取り組みを御提言いただいたものについて取り組んでおります。

また、さらに「東京都次世代育成支援後期計画」におきまして、ここでは3つほど大きな柱がございますが、「家庭的養護の推進」ということで、こちらの家庭的養護については養育家庭・ファミリーホーム・グループホームを含んでおりますが、こちらはスタート時22年度は27%の割合を、最終年度の26年度には35%に引き上げるんだという目標の中で取り組んでいるところでございます。

現状につきましては、この下の「社会的養護の状況」でちょうど中盤辺り、大きな矢印の右側に「家庭的養護30.2%」とございますが、24年度末におきましては30.2%というような達成度でございます。

また、ちょっと上のほうに戻っていただきまして、後期計画の2本目としましては「施設機能の強化」というところがございます。ここには専門機能強化も含まれておりますし、右側のほうに「自立支援機能の強化」というところがございます。こちらにつきましては、昨年度から児童養護施設に新たに自立支援コーディネーターという入所中から退所後において子供たちの支援をしていく専任の職員を配置したところがございます。

また、今年度からは自立援助ホームにジョブトレーナーということで就業の定着支援を主に担っていただく職員を配置できるようにしたところがございます。

それから最後、3本目でございますが、「被措置児童の権利擁護」ということで、先ほど報告がございましたが、被措置児童の対応をしているところがございますが、こちらにつきましては平成21年から権利擁護担当という新たな担当を置きまして、所管であります育成支援課と連携をしながら調査指導などを行っているところがございます。

また、下のところ、「国の動向」でございますが、国におきましても23年7月に社会的養護の課題と将来像というもので今後の将来像を示しておりますが、本体施設を小規模化し、専門化して、ここで暮らす子供たちが3分の1、地域で生活するグループホームで3分の1、里親、ファミリーホームが3分の1というような割合を示しているところがございます。ここに当たりましては、25年、26年度、今年度と来年度が調整期間でございますが、平成41年を最後とした計画を策定しろということで、27年度から1期5年の3期計画をこれから策定していくというような状況でございます。

都は、こうしたように提言や行動計画に従いまして社会的養護を必要とする児童の施策を展開してきたところがございますが、現場からはやはりまだ対応の難しい児童が増えているというような声などを聞いているところがございます。これまでの取り組みを検証しながら、また新たな取り組みの検討が必要だろうということで御議論いただいたところだと思っております。

右上のところでございますが、先の本委員会においていただいた意見をまとめてお示しをさせていただいているところがございます。「専門部会での検討事項」というところがございます。

大きく3点については、これまでの進捗状況、あるいは検証ということで、1つは今、簡単に申し上げましたが、20年の児童福祉審議会でもいただいた提言について、現在の進捗状況、こちら辺のところをしっかりと把握した上で検討したいというようなところ です。

それから、2つ目は都が独自に行っているものがございますけれども、これも提言でいただいたものがございますが、「専門機能強化型の施設の検証」、精神科医等、あるいは小規模ユニットなどをしながら、虐待を受けた子供の手厚いケアをしているところがございますが、こういった機能の検証をしっかりとすべきだろうということです。

最後に、3点目といたしましては、これも都が国に先駆けて行っているところがございますが、「施設の小規模化」、特にグループホームなど、職員の孤立化であるとか、先ほども被措置児童等虐待の件でグループホームの事故が多かったというようなお話もございましたけれども、こうした小規模化についての検証もしっかりとすべきだろう。

こうした検証を踏まえて、大きく4つ御意見をいただいたところがございます。

1つが、「一時保護について」。

2つ目が「都市型施設養護のあり方」、こちらについては施設の質といいますか、入所児童

に対する支援の質の問題、あるいは施設における専門性、これは自立、家族支援、里親支援、地域支援などを含んだものでございますが、施設の専門性、それからやはりグループホーム、家庭的養護という観点等々についてあり方を整理すべきだろうというふうに御意見をいただいたところでございます。

3つ目といたしましては、「家庭養護の推進」ということで里親の委託促進、これは当然ながら登録家庭をどう増やしていくかというような観点も含んだところでございますけれども、里親の委託、それから同じようにファミリーホームの設置促進、これも下のほうで見ていただきますと都内には14か所ファミリーホームがございますが、これについてさらに増やしていくというようなことでございます。

それから、最後の4つ目といたしましては「家族支援」ということで、早期に家庭復帰に向けての取り組みであるとか、あるいは、そもそもこうした社会的養護といえますか、施設入所等をしないでも済むように地域において早期の対応の取り組み、そういった観点から家族の支援を考えるべきではないかというような御意見をいただいたところでございます。そうしたものを、右上のところにもまとめてお示しをさせていただきました。

なお、真ん中から下のところでございますが、こちらにつきましては今般の専門部会の検討に当たりまして、いわゆる入所から、右のほうにいきますと自立、家庭復帰という流れの中でそれぞれの社会的養護と施設がどのように関連をするのか、あるいは現状について参考までにお示しをさせていただいたところでございます。説明は、以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

特に資料7の右側で今、説明いただいたこれまでのいろいろな検討事項、とりわけ新しい方向を提言し、行政のほうでもこれを施策として強化していくというのはいろいろあったと思いますが、それを本格的に、少し検証を踏まえながらということがひとつ大事な点だったかと思えます。

以下、今、御説明いただいたようなことで具体的にいろいろな課題が出ておりました。先ほどの報告事項の関連でも、幾つか既に社会的養護に関連しての方向性なども含めて御意見をいただきました。

それでは、今、御説明のあった内容につきまして委員の皆様から御意見をいろいろいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もちろん、確認したい質問でも結構です。お願いします。

○柏女委員 1点、ここに挙がっていないものなんですけれども、東京都の社会的養護の大きな特徴の一つがいわゆる都外施設の存在だと思えますが、それをどのように考えていくのか。

つまり、社会的養護の地域化等々を考えていくと今は家庭養護が10.6%ということなんですけれども、その割合を増やしていけば都外施設については縮小なども可能になってくるということだろうと思うのですが、この辺についてはまだそれを議論するには時期尚早という感じでしょうか。あるいは、そこはまだ触れないでということでしょうか。そこをちょっと伺えればと思います。

○網野委員長 これは、検討事項を検討する上での少し大事なことかと思えますけれども、もし事務局から御説明いただければと思います。

○栗原育成支援課長 都外施設については今おっしゃられたとおりですが、ただ、現状といたしましては、本当に都外施設も含めて入所率につきましては90%ぐらいいつているところでご

ざいまして、現状の中では都外施設を縮小するという事ではないと思います。

ただ、今後、需要の見込み等をしながら、都外施設も含めた施設のあり方ということ、特に御指摘いただいたように自立支援であるとか、地域支援であるとかは、なかなか都内と都外ではできるところとできないところがございまして、そうしたところは少し考えていかなければいけないかと思っているところでございます。

○柏女委員 わかりました。ありがとうございます。視野には入れておかなければいけない中長期的な課題ではないかと思えます。ありがとうございます。

○網野委員長 いかがでしょうか。

では、お願いします。

○高塚委員 高塚です。虐待事例の検証委員をやっているいつも感じるのは、起こってから家族にどうやって対応するかという、この方策がなかなか見えてこないというか、虐待を受けた児童は何とか保護していくという方向づけはある程度できたんですけども、そのもととなっている家庭や家族をどうするかというところで、今度の検討課題の中にも家族支援というものがあって、早期の家庭復帰に向けての取り組みというものが出ているんですけども、現在具体的に何をやっているんですか。

○西尾家庭支援課長 私のほうからお答えいたします。

これまでの取り組みのところでも少し触れさせていただきましたが、一番専門性を高くしてやろうとしているところで、今まさに子供家庭総合センターが立ち上がったところでございますが、そこで治療指導課が親子のサポートステーションと銘打ちまして、短期集中的に親子のケアをしよう。これは、もう少し具体的にいうと一時保護をした後に、親御さんの一定の承諾のもとに親御さんに通っていただいて子供と一緒にケアをする。具体的な心理司等がついて、親子関係のところはどうだったのか、振り返りも含めて集中的にケアをする。

それから、年齢につきましても早期という意味では幼児からそういった取り組みをしていこう。これはまだ始まったばかりでございまして、実績のところはこれからでございまして、このノウハウを重ねていって、これが一定のノウハウを重ねていったところでいろいろな広がりをつけていこうというイメージがございまして。

今までのところは、なかなか確かに児童相談所の取り組みとして、虐待の早期の対応のところに力点が置かれて、力が確かに奪われていたところがございまして、施設入所後の家族の支援についてはなかなか十分ではなかったところがございまして。これは、今10年スパンで児童福祉司を段階的に増やしておりますけれども、今も状況が満たされていると思っております。今後は家族支援も含めたケースワークの充実というところでは、もっともっと体制強化が必要ではないかと考えております。

○高塚委員 ありがとうございます。本当に家族支援というのは、これからこういうものを予防していく上で非常に大きなかぎを握っているんじゃないかと思うんですね。アメリカなどですと、いわゆる親業訓練というような体系的なプログラムをつくって相当積極的に取り組んでいますけれども、日本では恐らくあれをそのまま導入することはかなり難しいだろうと思うし、やるとしたら日本型の何か家族支援のプログラムというか、そういうものを相当工夫していかなければいけないだろうという気はしています。

それから、最近は例えばDVなどを受けた家庭の中でも虐待とおぼしき行為が起こったり、また、それから避難した親御さんが結局、食うに困って餓死のような状態というような事例も

東京都ではないけれども、出てきていますから、そういうことを含めてやはり家族支援というものを相当強くやっていくことがこれからは必要だろうという気がしますので、ぜひお願いしたいと思います。

○網野委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○武藤委員 今の意見にも通じるかもしれませんが、要保護の子供たちと、要支援と言われる子供たち、要は保護しなくても家庭でも要保護に近いような形の子供たちは非常に今増えているんですね。社会的養護の分野が保護の子供たちだけをこのまま受けるのか。もっと虐待のひどい状況になる前に、乳児院だとか各児童養護施設等々がそういう家庭支援の中に入っていくというか、そういう構図を国のほうも今、「社会的養護の課題と将来像」等々でも描いていまして、行く行くは各施設に児童家庭支援センター等々を標準装備しながら進めるというような状況を将来的には描いているんです。

東京都の場合は、子供家庭支援センターを中心に区市町村がそこを担っていつているんですけども、そこをやはり社会的養護の施設がどうコラボレーションしていくのかということについては、もっと工夫をすれば東京都で新たな展開ができるんじゃないかと思っています。ですので、要支援の家庭に対してはもう少しどうしていくのかということ、具体的に今後の新たな東京の図柄として検討していく必要があるんじゃないかと思っています。

その1つとして、私どもの二葉学園では6年ぐらい前から府中市と提携しながら、保護まではいかないんですけども、子供家庭支援センターで見守りをしていっている中でちょっと危ないなと思われるときに、一時的にショートステイ等々を使って子供が1週間程度利用するというようなこともやっているんですね。いろいろな形が考えられると思います。

例えば、母子生活支援施設等々でも緊急一時保護的な部分として、ここもやはり今後都市型の母子生活支援施設をどうしていくかという部分についてはやはり検討が必要になるんじゃないかと思っています。

そう考えると幅が広過ぎるので、この時間、この特別部会等々だけで検討できるかということちょっと不安ですけども、でも、新たな都市型の社会的養護のあり方を検討するときには、その要支援家庭に対してどう支援していくのかということをやはりきちんと体系づけて考えていく必要があるんじゃないかと思っています。

それからもう一点あるんですけども、これも前回出したんですが、知的障害を抱える子供たちは今、児童養護施設等に結構入ってきていて、去年も知的障害児施設と児童養護施設の施設長さんたちと東京都の方にも来ていただいて交流の場を持ったんですけども、その線、ラインというものが非常に不明確になってきていて、最終的にはケースバイケースでどちらに措置をするのかということを決めているようですが、知的障害児の定員も今どんどん縮小してきているんですね。

地域移行だとか、そういう部分もあるでしょうし、一般の学校等々に行かせたいという部分も出てくると思いますので、東京の知的障害を持つ子供たち、発達障害だとか、そういう子供たちは児童養護施設に今、来ているんですけども、知的障害のIQでいくと50前後だとか、そういう子供たちも今、児童養護施設等に入所してきているので、そこら辺のライン引きというんですか、そういう部分も検討していく必要があるんじゃないかと思っています。以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

では、高橋委員お願いします。

○高橋委員 ただいまの親支援の問題ですけれども、3年前にゼロ歳からの児童養護施設「至誠大地の家」をつくりました。これは、乳児院と養護施設がドッキングしたようなものなのですが、法的には6歳までは乳児院でも養護施設の措置ができることになりましたね。

その期間の中で子どもたちの養育にあっていると、やはり親御さんにしてみれば幼いうちに分離されるということは非常に親としては不甲斐無さを意識されるんですね。そこを一つの利点として、色々なことで親御さんが施設に来る機会が多くなる。そこで、心理職や、精神科医、またはファミリーソーシャルワーカーだとか、いわゆる専門性をさらに強化していく中で親支援が施設機能として位置づけられるんじゃないかということが一つのコンセプトで始めたんですけれども、まさにそのとおりでありました。

また、特に重篤ケースが増えていく上で専門機能強化型の施設の試行を至誠学園で精神科医・心理職・家事援助者のパートタイマーの配置を国の補助金600万円と法人の資金を倍かけてのモデルづくりでした。一つのアイデアの中にもそれはあったと思うんですけれども、さらにスーパーバイザーの配置や施設長の専門性を高めることを強化する中で、日常的に子供のところには親御さんは来やすいから、そういう場をもっと活用する。児童相談所に予約を取って、相談・報告することと、なかなか親御さんの動機、または子供の状況がうまく合わない場合もあるんですけれども、そういう施設の機能をもっと強化していくということも一つの方法だろうと思います。

○網野委員長 では、お願いします。

○秋山委員 検証部会の秋山です。

私は、専門機能型の児童施設に専門職として行って3年目になります。現場で専門職として難しい、あるいはちょっと行き詰まったりすることがございます。そこで、「専門機能強化型の施設の検証」というところで、専門職にもぜひ意見を聞くような機会を設けていただければと思います。これは、要望でございます。

○網野委員長 花崎委員、お願いします。

○花崎委員 里親認定部会の花崎です。

私は施設を運営しておりますけれども、実際に社会的養護を担っている者として大きな問題は、人材育成と、それから家族の問題だと思うんですね。それで、この検証を踏まえてこれから検討していくという課題の中に「実践型人材育成」というものがありますが、どんなことを考えていらっしゃるのかと思います。

今、実習はあっても、実際に学生がそのまま施設に実践の経験もないまま入ってきているという状況の中では、今の実情を担えないというのは周知のことだと思います。これをどうやって育成していくのかというプランがあるのかどうかですね。

私は、お医者さんと同じようにインターンの制度があったらいいのかなというふうなことをずっと考えておりますけれども、何か制度の改革をしていかないと、今のままでは潰れてしまいます。制度がたくさんあって、小規模化がどんどん進んでいく中で、それを担える人材がないということはすごく大きな問題だと思いますので、ぜひここで東京都がモデルを示せるようないいものが出てくるといいなと思ひまして、具体的に何かあってほしいということが1つです。

それから、家族支援ということも今たくさんお話が出ましたけれども、とても大事なことだと思います。この中で、家族はなかなか変わらないわけですが、「家族支援」の一番後

ろに「地域における早期対応の取組」というものが出ております。地域の中の関係機関とどう取り組んでいくかということですね。そういうことももちろん計画の中に入っているとは思いますがけれども、例えばNPOや民生委員など地域の資源も入れて具体的にしっかりこれやっ
ていかないといけないと思います。

それから、私はいつも思っているんですけども、いわゆる社会的養護の実情とか、特に里親のありようだとか、里親とは何かとか、知らない人たちがたくさんいる中で、地域の中でどう支援していくかという問題が起こったときに、それは何ですかということから始めるのではなくて、もう少し社会的養護の必要性ということのアピールですね。それも具体的にやっ
ていく必要があるんじゃないかと思っております。例えば学校教育の中で、またマスコミを使ったキャンペーンなどで、もっと継続的、具体的に、里親の制度や社会的養護の必要性をアピールするといったことなど、検討事項の中に入れていただけるといいと思います。

○網野委員長 ありがとうございます。

高塚委員、お願いします。

○高塚委員 私が感じているのは、特に虐待をする親たちの傾向を見ると、一般的にやはり孤立化している人たちがほとんどですね。そこを何とか変えていかない限りいけないだろう。

私は、さっきのアメリカ型の親業みたいなことをやっても余り効果がないんじゃないかというの
は、この人たちにいわゆるカウンセリングのようなことを通して意識変革をさせるようなことに焦点を当ててはいけないだろうと思っています。余り効果はないだろう。それよりは、そういう孤立しがちな状況をそうさせないために何か地域としての取り組みというか、行政としての取り組みみたいなことを工夫していくことが、いわゆる日本型のこういう親に対するアプローチとしては非常に意味があるんだろうという気がしているものですから、その辺も含めて、どうしてもこういう家族の早期復帰に取り組むというと、やたらにカウンセリングみたいなところに期待も集まりがちなんですけれども、私は実際にそういう仕事を担っている立場として言うならば、それは余り効果を期待しても難しいという印象を持っております。

○網野委員長 いろいろ御意見をいただいておりますが、ほかにいかがでしょうか。

○横堀委員 里親認定部会の横堀と申します。

社会的養護にかかわってきた者として、今後の専門部会の検討事項につきまして1つは確認と、それから意見等を申し上げたいと思います。

1つは、ファミリーホームで現在14か所でできているうちの事業者型が2か所あるということで記載がありますがけれども、これはどのような事業者型のスタイルになっているのかということを確認のために1点お聞きしたいと思います。

それから、これからまさに専門部会で検討していく事項の中に、象徴的なキーワードとして載せてくださっていると一応理解をしていますけれども、1つは「施設の専門性のあり方」の括弧書きの中に里親支援、それから地域支援などというふうに入っております。里親支援というのは、東京都の里親支援機関事業では施設ベースでやっているところだけではありませんので、関連してそのような側面的なものも合わせて検討をしていくという理解でよろしいのかどうかということをお聞きしたいと思ったことが1点です。

それともう一つは、「家庭養護の推進」の中の項目に「里親の委託促進（普及啓発を含む）」とあるんですけども、委託の促進というのは委託率、委託の数ということで数値で量的に見えるものですので成果としてわかりやすいですし、厚労省も今、各自治体の数値を競わせるよ

うにして委託率アップの数値として公表する時代になってきてはいるんですけども、やはり里親制度全体のことを考えていきますと、この括弧書きであります制度の普及啓発から始まりまして、里親、あるいはファミリーホームの養育者の開拓、人材育成研修、認定登録に向けてのプロセス、それからまさに児童相談所のソーシャルワークに当たるマッチングからその委託に向けての支援という、一番大事なところですね。

それから、いろいろな委託機関がありますけれども、委託後の支援の展開、そして解除後のアフターケアまで、一連の里親の養育を支えていくためのソーシャルワークのプロセスというものがあると思いますので、そういう全体がかかわってきての質的な討議の中で、結果としての委託の促進が見えてくるというものではないかというふうに私自身は考えているものですから、そのような一連のプロセス全部を十分に検討というのは確かに大変厳しいことではあります。特に委託の促進という言葉でこれをあらわしているのはどういう意図なのかということをお聞きしたく思いました。以上です。

○網野委員長 具体的に3点、むしろ確認したいという内容が多かったかと思いますが、かいつまんで御説明をお願いします。

○栗原育成支援課長 施設の専門性のところに里親支援というのが入ってございますが、済みません。ほかのところもそうですけれども、大きな意見をちょっとまとめたというところでもございますので、なかなか一言ではここにあらわし切れないところがございますけれども、おっしゃるとおり里親支援機関事業と、それから現在は乳児院と児童養護施設を含めて、たしか31か所に施設の里親専門相談員を配置させていただいております。

そういったことも含めながら、そもそも児童養護施設等には里親支援というような、現在もファミリーソーシャルワーカーがその一翼を担っておりますけれども、そういった観点がございますので、施設がそういった機能を果たしていくという中での里親支援ということの一つの項目として出させていただいているところでございます。

それから、今NPO法人が運営しております自立援助ホームなどを法人として持っているようなところがファミリーホームとしてひとつ設置をしているということで、この2つについては全てNPO法人型でございます。残りの12が里親さんからの移行型になっております。

それから、最後は里親委託の促進というところも一言で書いてございますが、確かにおっしゃるとおり当然ながら東京都といたしましても、この前に磯谷委員からもございましたけれども、質を高めるために認定を含めてさまざまな取り組みをさせていただいているところでございます。ですので、単に委託率や、あるいは登録家庭を増やすということではなく、当然ながら社会的養護を十分認識していただきながら、子供を安心・安全に預けられるような質の部分も含めた上での里親の委託促進というところを御検討いただきたいと思っております。以上です。

○網野委員長 いろいろ御意見をいただきましたが、特に社会的養護に関連して大事なことを御指摘いただきました。

○磯谷委員 社会的養護そのものではないかもしれませんが、家族支援というものがありましたので、少し意見を申し上げたいと思います。

この家族支援がうまくいかない理由というのはいろいろな場面であるんだろうと思いますが、1つはやはり親が指導にきちんと乗ってこないとか、特に非常に親権を盾になかなかきちんとした取り組みをしないというようなことがあるだろうと思うんです。実際に、その施設などで

親権をめぐるさまざまな問題があったからこそ、平成23年に親権停止などの新しい改正ができたわけです。

こういった親権停止を中心とした新しいこのやり方をぜひ使って、それが施設や社会的養護の中で実際にどう使うのかというところがなかなか議論として見えてこないと思うんですね。つまり、医療ネグレクトで今どうしても親権をとめる必要があるから親権停止とか、あるいは親が行方不明だから親権停止とか、そういうふうな形だけをイメージしがちですけれども、そうではなくて、その親権をとめた上で、その枠の中でどういうふうに硬軟取り混ぜて指導をしていくのかというふうなことを意識的に考えて、またその技術をつけていかなければいけないだろうと思うんですね。

今回の検討事項の中でふさわしいかどうか、私はよくわかりませんが、この家庭の支援というふうなことを考える場合には、一つの面として、今のような親権を停止するなどした上でのソーシャルワークといいますか、広い意味での家族支援といったこともぜひ御検討いただきたいと思います。

○網野委員長 武藤委員、お願いします。

○武藤委員 1つだけ、先ほど柏女先生のほうから都外施設の課題について出されましたけれども、東京をずっと見てみますと城東地区というんですか、下町地区とっていいのかわからないですが、そちらのほうに社会的養護、とりわけ児童養護施設等がほとんどないんですね。

そこでの要保護問題が割と高いという状況があって、地域の子育て支援等々を含めて、先ほど私が言いましたとおり、虐待の予防だとかを含めて社会的養護のものをどんどん国も整備をするということだと考えると、やはり城東地区の社会的養護の受け皿というんですか、そういう部分はちょっと検討してもいいんじゃないかと思いました。

先ほど、保育のほうでは都有地を活用した保育所の設置ということで、そんなことも含めて、保育も足りないし、高齢者も足りないということなんですけれども、社会的養護の受け皿という部分も、待機児ということにもなるかもしれませんが、そういう枠組みという部分を準備すべきなんじゃないかと思いましたので、検討の材料にいただければと思います。以上です。

○網野委員長 いろいろ御意見をいただきました。これから検討するときに、全て含めることができるかどうかは何ですが、一番いろいろ出てきましたのは、家族への支援と社会的養護の関係だったかと思います。そこには、要保護の子供たちだけではなくて要支援の子供も当然含まれて、具体的にいろいろな重要な内容についての指摘がありましたので、これらについては先ほどの資料7の右側、「検証を踏まえ検討」というところの家族支援ですね、この重要性が非常にいろいろな形で指摘されてきたかと思います。これが、ひとつ多くいただいた御意見かと思えます。

また、具体的には都外施設という性格、それからひょっとして社会的養護を担う施設が地域的に偏在しているのではないかというふうなことが関連して出てきておりますし、あるいは知的障害のある子供の社会的養護ということも重要な検討ということがありました。

さらには、いろいろ制度が広がるけれども、どうこれにふさわしい人材を確保したり、新しく拡充していくかという課題も出ております。

そして、地域、地域ということで地域を拠点とする場合、もう少し社会的養護ということについてアピールも必要ではないかといったことも出ておりました。

さらには、御質問が中心でしたが、いわゆる里親への委託の促進とか、里親支援ということの重要な点についてもいただきました。

これらを踏まえまして、今後「社会的養護」をテーマとして審議していくという方向性についてもう一度確認したいと思いますのですが、このテーマを進めるということで御了承いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、具体的に今期の専門部会の設置に関するテーマに沿った専門部会の設置に関することでお諮りしたいと思います。委員の選任をさせていただきたいと思います。この専門部会に属する委員につきましては、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第2項にあります。委員長が専門的知識を有する委員の中から指名するとなっております。

今いろいろ出てきました社会的養護を中心として、このテーマにかかわりの深い学識経験者の方々、特に専門職の方のヒアリングも聞きたいということもありましたが、児童福祉施設の方々など、いろいろ委員としてかかわっていただければと思います。

具体的にお諮りしますが、委員長としましては今田委員、柏女委員、加藤委員、木村委員、松原委員、武藤委員、横堀委員、以上の7名の方を専門部会の委員とさせていただきたいと思います。私自身は、これまでもそのようにさせていただきましたが、オブザーバーとして参加させていただきたいと思います。以上のことについてお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 よろしいでしょうか。それでは、今お諮りしました委員の構成で進めていきたいと思います。

それから、今期のテーマを考えますと、実務的な視点を生かしながら審議を進めていくということが大事かと思います。特に検証ということも非常に重視されてきますので、ただいま選任されました委員のほかに家庭養護に携わっている方などに臨時委員としてお入りいただきたいと思います。

それでは、このことについて事務局から御説明をお願いします。

○高際計画課長 ただいま委員長からお話いただきましたけれども、より専門的な審議を進めていくため、児童福祉法第9条第2項及び第3項の規定に基づきまして、委員長からお話が合った分野の方々の中から臨時委員を委嘱したいと思っております。

人選につきましては、委員長と副委員長、事務局におきまして調整して進めさせていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○網野委員長 事務局から御説明いただきましたが、この件につきましては、児童福祉法でも「特別の事項を調査審議するために必要があるときは臨時委員を置くことができる」とされておりますので、特段の御意見等がなければ委員長、副委員長、事務局で調整して進めていきたいと思っております。この点もお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、本日御承認いただきました審議事項につきまして、専門部会でこれから精力的に御審議をいただきまして、その結果を本委員会へ御報告し、御意見をいただくということで進

めていきたいと思えます。本日、指名をさせていただきました専門部会の委員の皆様には、今後よろしくお願ひいたします。

それでは、そろそろ時間も終わりに近づきましたが、本日の審議はここまでといたしたいと思えます。

最後に、今後の日程などにつきまして事務局から御説明をお願ひいたします。

○高際計画課長 今後の審議日程でございますが、できるだけ早期に専門部会を設置させていただきますして御審議を重ねていただき、最終的に提言としてまとめていただければと考えております。

なお、具体的な開催日程につきましては、後日、部会のメンバーの皆様と御都合を調整の上、決定させていただきますと思えます。

それでは、本日の「児童福祉審議会第2回本委員会」は、これで終了させていただきますと思えます。遅い時間まで本当にありがとうございました。

○網野委員長 ありがとうございました。